

# 手続きの流れ（町内会が折り畳み式ごみステーションを市道に設置する場合）

## 収集部門

### ① 設置希望場所での立会協議

### ② 事前協議

- ・ 事前協議書
- ・ 付近地図
- ・ 見積書
- ・ 整備前の写真
- ・ 折り畳み式ごみステーションのカatalog  
または設計図
- ・ 折り畳み式ごみステーション管理運用承諾書  
(折り畳み式の場合のみ)

#### 【注意事項】

ごみ収集に支障がない等の条件があります。

事前協議後、承認を得てから、購入・設置を行ってください。

## 資源政策課

### ③ 補助金交付申請

※整備の日から3か月以内に  
補助金交付申請をしてください。

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 補助金交付請求書
- ・ 領収書
- ・ 整備後の写真
- ・ 振込み口座の写し
- ・ 委任状・振替依頼書

### 事前協議・補助金交付申請の際の**注意点**

- ・ 委任状などに使用する**印鑑は全書類統一**（同じ印鑑、シャチハタは不可）してください。
- ・ 訂正は二重線を引き、同じ印鑑を使用してください。  
※印鑑不要の申請書類等を訂正する場合は、申請者氏名の横に押印をして、訂正箇所に訂正印をお願いします。
- ・ **整備の日から3ヶ月経過したら、補助金の申請ができません。**
- ・ 「交付申請書」や「交付請求書」等の口座情報記載欄は通帳のとおりに記載してください。
- ・ 各書類の申請者等は、団体等の場合「例）〇〇町内会 会長 〇〇〇〇」と記載してください。

※ 申請の諸状況により別途必要書類が追加、あるいは異なる場合があります。